

山口市景観計画

平成25年3月

(令和3年10月改定)

山口市

山口市景観計画

目次

序章 はじめに

1. 策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の構成	2

第1章 市全域で目指す景観形成の方針

1. 景観形成の目標	3
2. 景観形成の基本理念	3
3. 景観形成の基本方針	4

第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域	6
2. 景観計画区域（一般地域）の区分	6
3. 景観形成重点地区	7

第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針

1. 一般地域における方針（景域別）	9
(1) 阿武川水系を中心とした景域	9
(2) 佐波川水系・仁保川を中心とした景域	12
(3) 山口盆地を中心とした市街地の景域	15
(4) 榎野川河口から瀬戸内海沿いの景域	18
2. 景観形成重点地区における方針（地区別）	21
(1) 一の坂川周辺地区	21
(2) 新山口駅周辺地区	23

第4章 地域の魅力の調和のためのルール

1. ルール設定の基本的な考え方	25
2. 一般地域	26
(1) 届出対象行為	26
(2) 景観形成基準	27
3. 景観形成重点地区	32
○ 一の坂川周辺地区	
(1) 届出対象行為	32
(2) 景観形成基準	33
○ 新山口駅周辺地区	
(1) 届出対象行為	34
(2) 景観形成基準	35

第5章 地域資源等を生かした景観形成に向けた取組み

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	37
(1) 基本的な考え方	37
(2) 指定の方針	37
(3) 指定までの流れ	37
2. 屋外広告物の表示及び設置に関する基本方針	39
3. 景観重要公共施設の整備に関する方針	39

第6章 協働による景観形成のための仕組み

1. 景観形成の役割	40
2. 景観形成を推進するための仕組み	41
(1) 景観計画の運用に関する実施体制	41
(2) 景観法に基づく仕組み	42
(3) 景観形成に有効な他の手法	43
(4) 景観計画の住民等の提案制度	44

序章 はじめに

1. 策定の目的

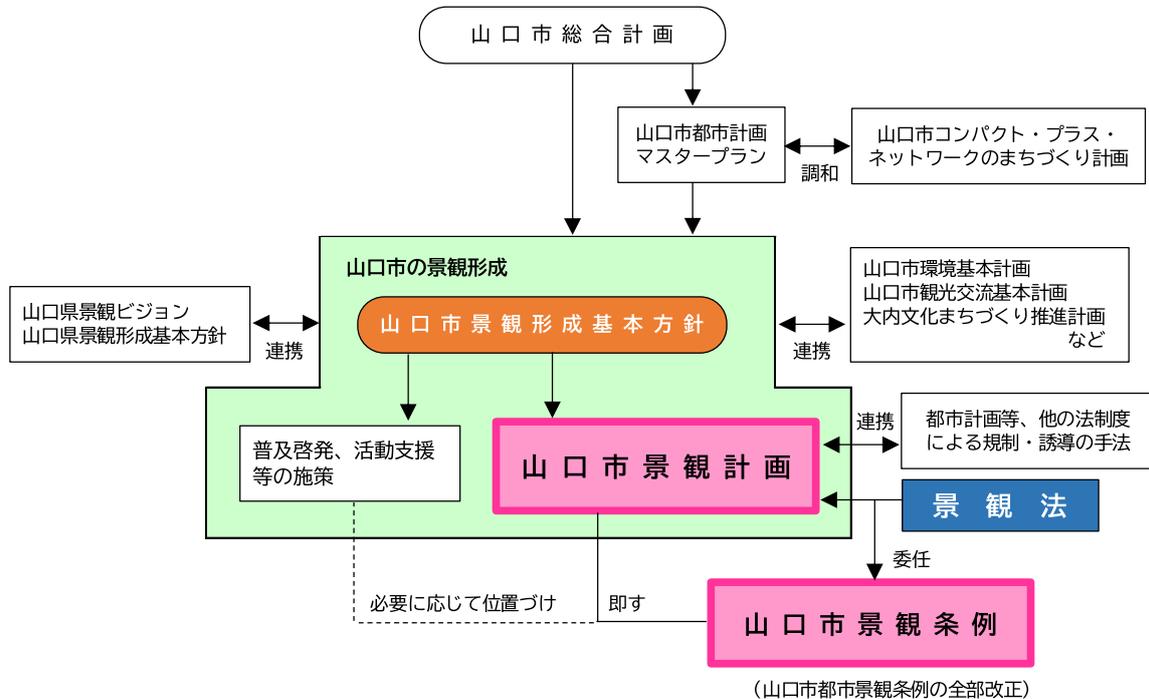
本市の景観形成のマスタープランである「山口市景観形成基本方針」に基づき、市内外に誇れる良好な景観を次世代まで継承していくために、現にある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に積極的に取り組むことが求められます。

市民、事業者、行政が力を合わせて取り組むために、景観法に基づく景観計画を策定することにより、市内における一定の建築・開発行為等に対して、地域固有の景観への配慮を求め、地域になじむ景観形成につながるよう誘導することで、地域の特性を生かした景観形成に取り組み、地域のまちづくりの活性化を図ることを目的とします。

また、本計画を定めることにより、地域の景観を特徴づけている地域資源や、調和に向けた配慮の視点等を官民で共有することで、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割に応じて主体的かつ積極的に本市の景観形成に関わっていくことを促すものとします。

2. 計画の位置づけ

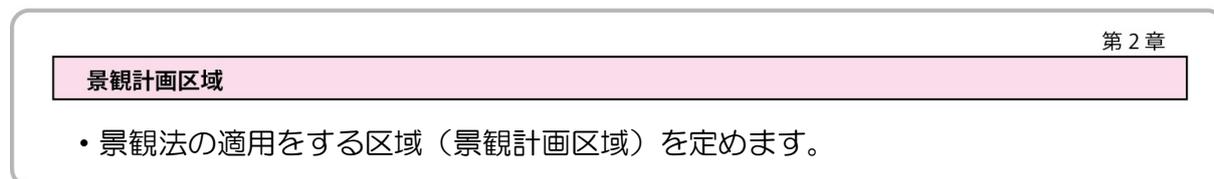
本計画は、本市の景観形成の方向性を示した「山口市景観形成基本方針」を踏まえ、景観法に基づく具体的な規制・誘導方策を定めるものです。また、本計画を施行するにあたり、必要な事項については、景観法に基づく市条例「山口市景観条例」で定めます。



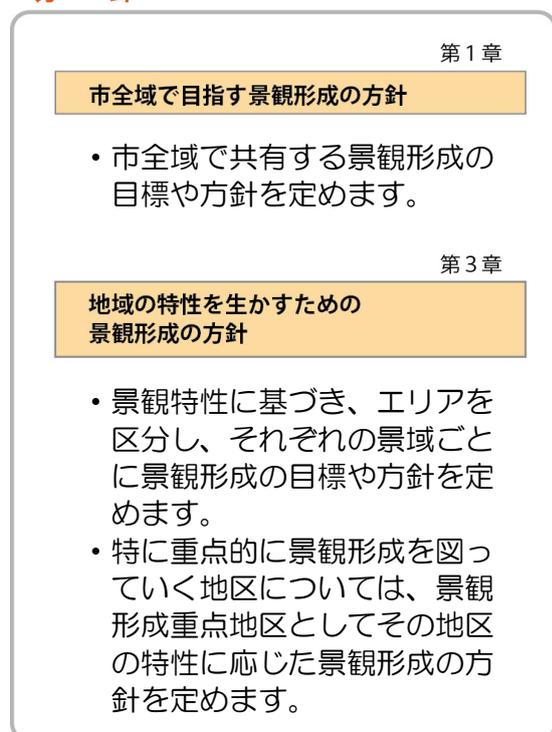
3. 計画の構成

本計画は、景観法を適用する「区域」を示し、景観形成に必要な「方針」「ルール」「仕組み」を定めています。

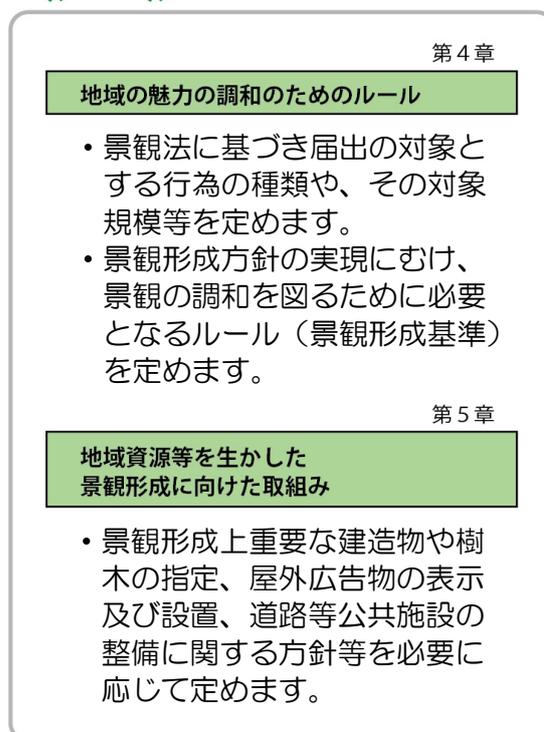
区 域



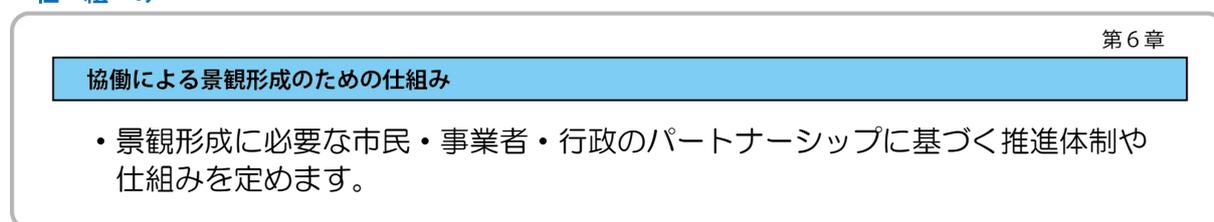
方 針



ル ー ル



仕 組 み



第1章 市全域で目指す景観形成の方針

1. 景観形成の目標

本市の景観は、山間地から瀬戸内海まで変化に富んだ地形特性や各地域で受け継がれてきた歴史・文化により形成されており、様々な地域固有の景観を見ることができます。

これらの景観は、各地域において人々の生活とともに育まれてきたものであり、そこで生活する人や訪れる人の心を豊かにする、かけがえのない財産です。

景観形成にあたっては、これまで育まれてきた地域の独自性を損なうことのないよう、地域の特徴的な魅力となっている「ひと、まち、歴史と自然が輝き続ける、地域の特性を大切にした景観」を育み、次世代へと継承していくことを目標とします。

**ひと、まち、歴史と自然が輝く
地域の特性を大切にした景観を育みます**

2. 景観形成の基本理念

本市の景観形成の目標を実現するための「基本的な考え方」として、景観形成の基本理念を設定します。

地域の魅力の調和が山口市全体の魅力へ

本市の景観は、地形的特性を素地に、その地域の気候や植生等の自然があり、人々が自然や土地を守り、活用し、日々の生活を営む中で、歴史や文化が積み重ねられて形成されてきました。

それぞれの地域の景観が市全体として調和し、互いの魅力を高めることにより、山口市全体としての景観がより魅力あるものに生まれ、まちの魅力の向上につながっていきます。

市民一人ひとりが景観づくりの担い手

景観は長い時間をかけて、日々の生活の中で少しずつの変化を伴いながら創り上げられていくものであり、また、際限なくつながる空間的なものであるため、誰もが景観づくりの担い手であるといえます。

市民一人ひとりが身近な景観に気付くとともに、地域の特性と景観イメージを共通認識し、市民・事業者・行政の協働で景観づくりに取り組むことが最も重要です。

3. 景観形成の基本方針

本市の景観は、山や川、海等の「自然」や積み重ねられてきた「歴史」、生活空間となっている「まち」、そして暮らす「ひと」、それぞれが長い年月をかけて調和し、いま私たちが目にする景観として形成されていることから、これらを重要な軸とした基本方針を掲げ、山口市の魅力ある景観を次世代へ継承していくことを目指します。

方針Ⅰ 地域の特性を大切に人育てる

地域の特性を最も理解し、魅力ある景観形成の担い手となるのは、「ひと」です。

景観形成に資する「ひと」を育てることを第一の柱とし、意識啓発や教育、また、担い手となる人々の活動への支援やそれらを支える分野を横断した仕組みづくりに取り組みます。

方針Ⅱ 自然と共に生きる暮らしを育む

市内の大部分は森林や農地、河川や海等の「自然」が広がり、そこでは自然の恵みを享受しながら多くの人々が暮らすことにより、変わらない美しいふるさとの景観を見ることができます。

「自然」と共に生きる暮らしを柱に、自然の保全・活用やふるさとの象徴ともいえる農山漁村の風景の継承に取り組みます。

方針Ⅲ 潤いと豊かさを感じられるまちなみを育む

山から海まで豊かな「自然」に包まれる中で、本市は「まち」として発展し、現在の景観が見られます。

常に、その「まち」には水辺や緑に象徴される「自然」との調和が不可欠であり、これを柱に景観形成を進め、誰もが住み続けたいと思える、潤いと豊かさを感じられる景観の形成に取り組みます。

方針Ⅳ 歴史と文化の薫るまちなみをつくる

「まち」は脈々と積み重ねられてきた「歴史や文化」を有し、それらは景観を通して、まちの魅力や個性として市内外の多くの人々に親しまれています。

地域固有の「歴史や文化」を保全・継承しながら、魅力ある「まち」づくりに資する景観形成を進めることを柱に、地域固有の魅力ある景観の形成に取り組みます。

方針Ⅴ 広域的な交流拠点となる市街地を創出する

広域な行政区域を有する本市は、社会経済の中心的な拠点として“山口”と“小郡”の2つの市街地を有しており、広域的な道路及び鉄道が2つの市街地間や市街地と地域、地域間をつなぐ軸として整備され、地域ごとに異なる景観を見ることができます。これらは多くの人々が目にする景観であることから、にぎわいの創出を図り、本市全体としての魅力の向上を意識した景観の形成に取り組みます。

■ 景観形成の目標・基本理念と基本方針

景観形成
の目標

ひと、まち、歴史と自然が輝く
地域の特性を大切にした景観を育みます

景観形成の
基本理念

地域の魅力の調和が山口市全体の魅力へ
市民一人ひとりが景観づくりの担い手

景観形成の
基本方針

I

地域の特性を大切にする人を育てる

- ◆ 景観形成に対する意識啓発
- ◆ 景観教育と担い手の育成
- ◆ 景観まちづくり活動の支援
- ◆ 分野を横断した総合力による取組み

II

自然と共に生きる暮らしを育む

- ◆ 恵み多い豊かな自然環境の保全・活用
- ◆ 変わらない美しさのある農山漁村の風景の継承
- ◆ 水と緑の潤いを身近に感じられる景観形成

III

潤いと豊かさを感じられるまちなみを育む

- ◆ 調和の取れたまとまりのあるまちなみの形成
- ◆ 住み続けたいくなる快適な住環境の保全・形成
- ◆ 広域的なシークエンス景観の保全・形成

IV

歴史と文化の薫るまちなみをつくる

- ◆ 歴史的なまちなみの保全・形成
- ◆ 地域の文化や特色を生かしたまちづくりの展開

V

広域的な交流拠点となる市街地を創出する

- ◆ 文化と交流の市街地の創出
- ◆ にぎわいのある交わり空間の創出

第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

本市では、市全体としてのまとまりと魅力ある景観を形成することを目的に、景観法に基づく景観計画区域は市全域(地先公有水面を含む)とし、「一般地域」として指定します。

2. 景観計画区域（一般地域）の区分

本市は、1市5町の合併により県下で最も広い行政区域となり、多様な地形を素地とした景観特性が異なる4つの景域が形成されています。

地域の特性を大切にした一体的な景観形成にあたっては、景域ごとの特徴を生かすことが必要と考え、景観計画区域を「阿武川水系を中心とした景域」「佐波川水系・仁保川を中心とした景域」「山口盆地を中心とした市街地の景域」「樺野川河口から瀬戸内海沿いの景域」の4つの景域に区分し、それぞれのエリアにおいて市民・事業者と協力・連携しながら地域固有の魅力を共有し、景観形成への取組みを進めていくことを目指します。

■ 区域図



3. 景観形成重点地区

本市における景観計画区域は、市内全域を対象としますが、その中でも地区レベルにおいて以下の観点から、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後、重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」の指定を行い、きめ細やかな景観形成に取り組んでいくこととします。

- 特徴的な歴史・文化による景観を有する地区
- 交流や観光等の拠点として良好な景観形成を推進する必要がある地区
- 自然と人の営み（生業）が一体となった特徴ある景観が継承されている地区
- 印象的な沿道・沿線景観を有する地区又は形成を推進する必要がある地区
- 良好な眺望景観を有する地点及び眺望保全が必要な範囲

地区指定にあたっては、原則として、住民等との協議を踏まえ、地区の実情に応じた景観形成基準等の設定を行うなど、住民・事業者と一体となった取組みを推進します。

■ 景観形成重点地区、景観形成重点地区（候補）

本計画では、上記指定の考え方にに基づき、本市のまちづくり及び良好な景観形成において重要な位置づけにある「一の坂川周辺地区（平成7年に都市景観形成地区に指定）」、「新山口駅周辺地区」について、景観形成重点地区の指定を行います。

また、現時点で、地区の景観特性から積極的な景観形成を推進していくべきであると考えられる5地区については候補地区として位置づけ、住民等と一体となった景観づくりに優先的に取り組むとともに、地区内における景観形成の熟度や必要性等を踏まえながら、地区指定を検討していくこととします。

位置づけ	地区名
景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一の坂川周辺地区 ○ 新山口駅周辺地区
景観形成重点地区（候補）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大内文化地区 ○ 山口駅前地区 ○ 湯田温泉地区 ○ 阿知須・縄田地区 ○ 徳地・三谷棚田地区

※候補地区に位置づけられていない地区であっても、必要に応じて、随時検討を行うこととします。

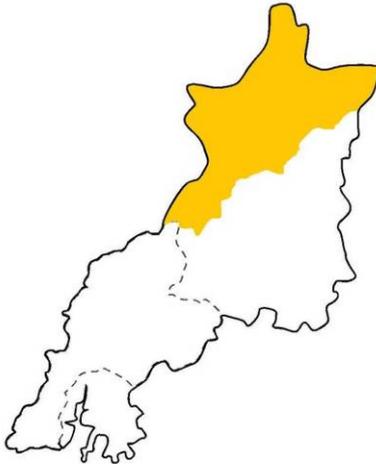
■ 位置図（景観形成重点地区・景観形成重点地区（候補））



第3章 地域の特徴を生かすための景観形成の方針

1. 一般地域における方針（景域別）

(1) 阿武川水系を中心とした景域



広がりのある阿武川沿いの田園と山並み

① 特性

市北部に位置し、700～1000m級の標高を誇る十種ヶ峰や高岳山など中国山地がそびえる中、日本海へ注ぐ阿武川沿いを中心にのびやかで美しい田園が広がり、山裾を中心に集落が分布しています。景域内には、県立自然公園に指定されている清流と樹木による美しい渓谷である長門峡をはじめ、四季折々の美しい自然景観が広がっていると同時に、県内屈指の積雪地であるため、冬には田園や集落が雪化粧をした印象的な景観も見ることができます。

また、阿武川流域沿いの水田に加え、丘陵地では寒冷地である地理的特性を生かしたりんご園等の果樹園も多く、人々の生業が創り出す特徴ある景観が広がっています。

② 目標

雄大な中国山地の山々に抱かれた、高地に暮らす人々の営みが創り出す、阿武川流域の美しい農山村景観の保全・形成を目指します。

③ 景観形成方針

(ア) 背景となる山並みや河川を生かした原風景の保全

- 長門峡県立自然公園をはじめとした、山地・丘陵地の樹林や阿武川流域の河川等からなる豊かな自然環境を保全します。
- 特徴的な山容の十種ヶ峰や高岳山など、田園・集落地の背景としてそびえる山並みを眺望できる視点場の形成と、山々と調和した田園・集落景観の形成を図ります。



阿武川沿いの景観

- 阿武川流域の河川では、水辺の景観を楽しめる空間づくり等により、河川を持つ魅力を生かした景観形成を図ります。
- 阿武川の源流にあたる水出の泉周辺では、水源としての山林を保全しつつ、豊かな水を湛える様子を伝える地域資源としての活用を図ります。

(イ) 変わらない美しさが創り出す田園・集落地景観の保全・形成

- 河川沿いに広がる田園と集落が創り出す、変わらない美しさを持つ農山村景観の保全・形成を図ります。
- 集落近くに広がる雑木林や鎮守の森をはじめとした樹林地は、田園景観を構成する要素であり、むやみに伐採するのではなく、樹木を生かし、緑に包まれた集落景観の保全・形成を図ります。
- 水田や果樹園、牧場等では、持続的な営農環境の形成を図り、生業が創り出す美しい田園景観の保全・形成を図ります。
- 丘陵地等の果樹園が広がるエリアでは、彩り豊かな生業景観と調和した集落景観の保全・形成を図るとともに、果樹園の景観を楽しむ環境づくりに努めます。



赤瓦が印象的な田園集落

(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成

- 徳佐八幡宮の桜や蔵目喜銅山跡をはじめ、景域内のそれぞれの集落が有する歴史・文化を今に伝える地域資源を生かし、個性豊かな集落景観の形成を図ります。

(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケンス景観）の保全・形成

- 主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した景観の保全・形成を図ります。

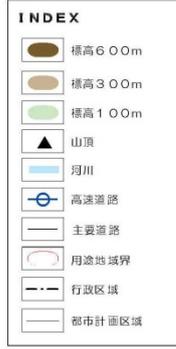
■ 阿武川水系を中心とした景域における地形構造



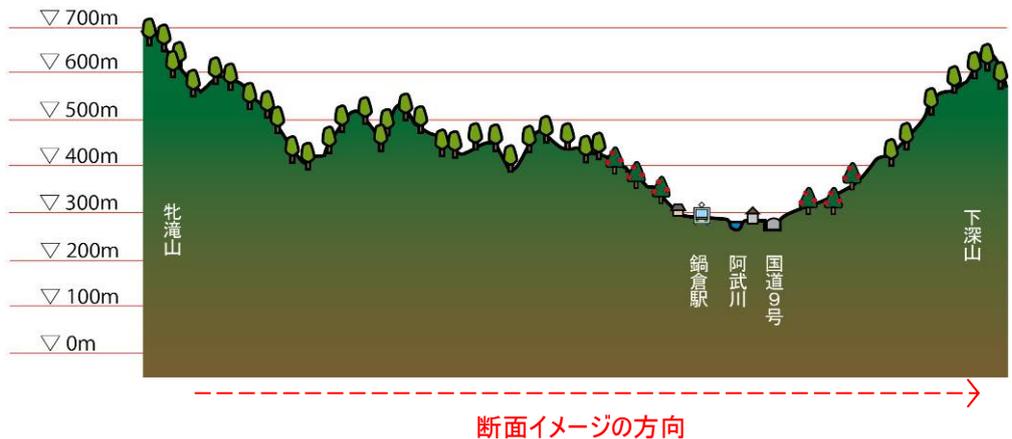
田園と十種ヶ峰



鉄道沿いからの眺め



■ 断面イメージ



(2) 佐波川水系・仁保川を中心とした景域



白石山からの眺望

① 特性

市北東部に位置し、野道山や日暮ヶ岳、狗留孫山、文殊岳等の山々に囲まれ、瀬戸内海へ注ぐ佐波川流域や仁保川沿いに集落が点在しています。河川沿いに山が迫り、平地が少ない谷状の地形の中、河川と山々に挟まれた田園と集落が創り出す穏やかな山間の景観を見ることができます。

なかでも三谷地区では、三谷川沿いの谷筋に棚田が広がり、周囲の山と棚田、集落と河川が創り出す特徴的な生業の景観が見られます。

また、大原湖周辺は県立自然公園に指定されており、滑山国有林における森林セラピー基地とともに、豊かな自然を生かしたレクリエーションの場となっています。

② 目標

中国山地の山々に囲まれた、山間地に暮らす人々の英知が創り出す、佐波川流域や仁保川沿いの美しい農山村景観の保全・形成を目指します。

③ 景観形成方針

(ア) 特色ある自然景観の保全・活用

□ 森林セラピー基地に認定されている長門県立自然公園にある大原湖や滑山国有林に代表される、豊かな自然を保全するとともに、美しい樹林地を生かし、自然と調和した自然景観の形成を図ります。

□ 佐波川流域や仁保川等の河川では、水辺の自然や周囲の樹林地が創り出す美しい水辺景観の保全・形成を図るとともに、河川沿いでは潤いのある景観を見て楽しむ場としての活用を図ります。

仁保川沿いの自然景観
(ホタル)

(イ) 山々の樹林地と農地、集落が一体となった田園・集落地の景観形成

□背後に迫る樹林地と山裾の集落、視界全面に広がる水田等が一体となった穏やかな農山村景観の保全・形成を図ります。

□雑木林や屋敷林と伝統的な様式による家屋群からなるまとまりある集落景観の保全・形成を図ります。

□国道376号や国道489号、防府市とのアクセス道路である県道防府徳地線や県道三田尻港徳地線沿いでは、周囲の山や河川沿いの自然・田園景観と調和した沿道景観の形成を図ります。

□中国自動車道・徳地インターチェンジ周辺では、無秩序な開発は避けるとともに、周囲の樹林地と調和した景観形成を図ります。



山間の棚田集落

(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成

□歴史的な商業地であった島地市では、当時の歴史を今に伝える町屋や商家等の建築物と集落、神社が一体となった風情ある集落景観を保全・形成するとともに、島地川沿いの田園と集落、里山が創り出す集落景観の保全・形成を図ります。

□出雲神社ツルマンリョウ自生地や岸見の石風呂、妙見社の大イチョウなど、それぞれの集落に数多く残る歴史・文化を今に伝える地域資源を生かし、個性豊かな集落景観の形成を図ります。

(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケンス景観）の保全・形成

□主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した景観の保全・形成を図ります。

■ 佐波川水系・仁保川を中心とした景域における地形構造



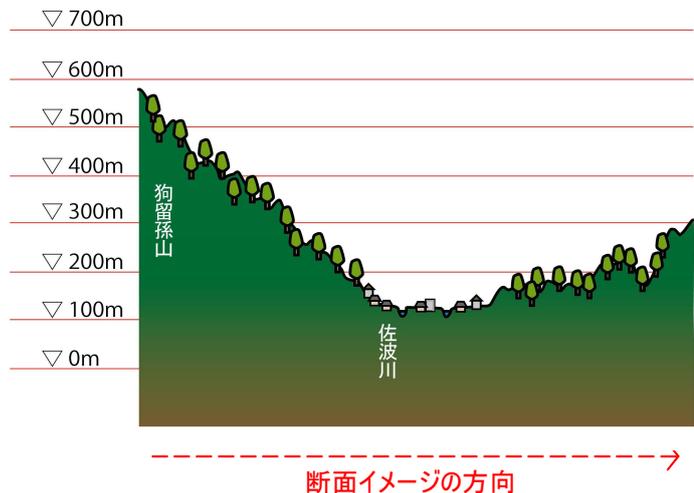
徳地中心部と背景の山並み



佐波川沿いの景観



■ 断面イメージ



(3) 山口盆地を中心とした市街地の景域



青垣の山並みに包まれた市街地

① 特性

市中心部に位置し、東鳳翔山、西鳳翔山をはじめとした 300～700m級の山々に囲まれた盆地の中に、県庁所在都市としてまとまりある市街地が広がっており、市内の至るところから青垣の山並みを見ることができます。

市街地の中心部では、歴史的なまちの風情を残すまちなみや商店街のにぎわい、古くから湯治場として親しまれてきた湯田温泉街など、特徴的な景観を有する地区が数多く見られます。さらには、国道9号をはじめとした主要幹線道路が整備され、沿道には商業施設が立地するとともに、本市の広域的な玄関口である新山口駅南側では基盤整備に伴い創り出される新たな市街地景観が形成されています。

また、周囲の緑豊かな山々に加え、市街地には榎野川や一の坂川等の河川が豊かな水を湛えながら瀬戸内海へと注いでおり、河川沿いでは水と緑の潤い豊かな景観が見られます。

② 目標

にぎわいと文化の薫る、青垣の山並みと榎野川や一の坂川等の水辺を生かした潤いある都市景観の形成を目指します。

③ 景観形成方針

(ア) 青垣の山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成

□背景として広がる山々の稜線への見通しを阻害せず、盆地を印象づける青垣の山並みと調和した市街地景観の形成を図ります。

□市街地全体がまとまりある建物群となるよう、一体感のあるスカイラインの形成を図るとともに、背景の緑と調和した色彩に配慮した市街地景観の形成を図ります。



稜線と市街地

□背景として広がる山々では無秩序な開発を抑制し、樹林地による緑豊かな自然景観の保全を図ります。

(イ) 心地よい暮らしを感じさせる潤いある景観の形成

- 庭木、生垣、花壇や樹木等による緑豊かな市街地景観の形成を図ります。
- 街路樹と沿道の建物が一体となった魅力ある通りづくりを進め、誰もが心地よく通行できるまちなみの形成を図ります。
- 田園が広がる地域では、田園や集落、樹林地等と調和した落ち着いた景観の保全・形成を図ります。
- 樫野川や一の坂川等の水辺からの潤いのある景観の保全を図るとともに、水と緑を生かし、自然と調和した心地よい市街地景観の形成を図ります。



緑豊かな住宅地



黄金色の銀杏並木道

(ウ) にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成

- 商店街等において店舗等が連続する地域では、歩行者からの視線を意識し、店舗等の建物と歩行空間が一体となった魅力ある景観形成を図ります。
- 鉄道駅や公共施設等の多くの人が行き交い、集う施設の周辺では、利用する人々が心地よさににぎわいを感じられる景観形成を図ります。
- 瑠璃光寺(香山公園)や大内氏館跡など、地域固有の歴史・文化を今に伝える地域資源やまちなみが残る地区では、地域資源と調和した、文化の薫る歴史的な景観の保全・形成を図ります。
- 一の坂川周辺では、桜並木等の樹木と水辺、建物が創り出す風情ある景観の保全・形成を図ります。



寺社地からの緑豊かな景観

(エ) 移動に伴い変化する景観(シーケンス景観)の保全・形成

- 主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した景観の保全・形成を図ります。

■ 山口盆地を中心とした市街地の景域における地形構造



榎野川沿いの眺め



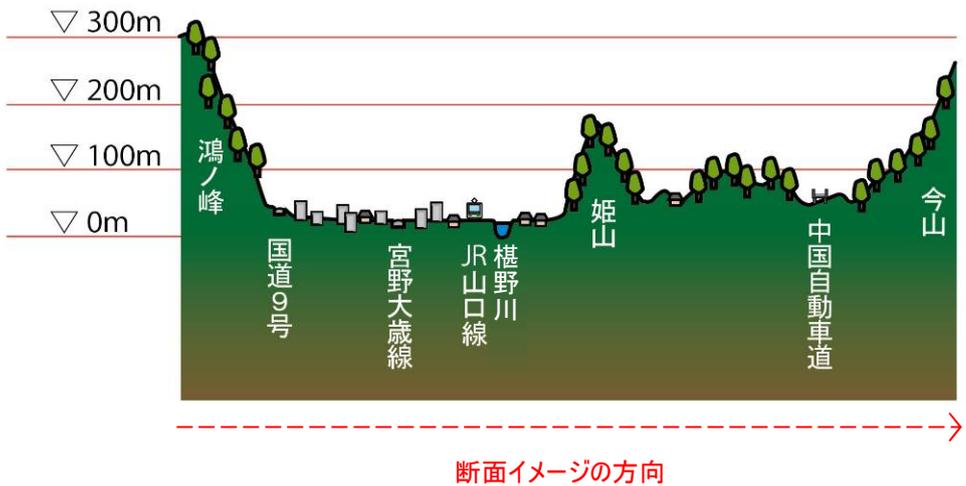
新山口駅周辺のまちなみ
(石ヶ坪山からの眺め)



INDEX

- 標高600m
- 標高300m
- 標高100m
- 山頂
- 河川
- 高速道路
- 主要道路
- 用途地域界
- 行政区域
- 都市計画区域

■ 断面イメージ



(4) 榎野川河口から瀬戸内海沿いの景域



朝日山からの眺望

① 特性

本市の南部に位置し、穏やかな瀬戸内海と入り組んだ海岸線や、河口付近に広がる干潟と榎野川の水辺など、美しく豊かな自然景観を見ることができます。

榎野川沿いでは、干拓により整備された農地が広がり、広々とした水田と集落が創り出す美しい田園景観が見られるとともに、海沿いでは漁港や車エビの養殖場が整備されるなど、地形を活かした人々の生業が創り出す景観が見られます。

また、秋穂地域を中心に、点在する集落内それぞれに歴史的な寺社が大切に保全され、寺社境内にある札所を巡る人々の様子とともに、秋穂八十八ヶ所霊場巡りの文化を感じさせる景観となっています。

② 目標

瀬戸内海の海と広々とした田園に包まれた、人々の生業と文化が創り出す、美しい農漁村景観の保全・形成を目指します。

③ 景観形成方針

(ア) 豊かな自然景観の保全・活用

□ 海浜や樹林地が創り出す入り組んだ海岸線と瀬戸内海の水辺、野鳥が飛来する干潟など、美しく豊かな自然環境を保全します。

□ 豊かな水を湛える榎野川等の河川では、水辺の景観を楽しむ空間づくり等により、河川のもつ魅力を生かした景観形成を図ります。

□ 風光明媚な瀬戸内海や干拓地として整備された広々とした田園地域を眺望できる視点場の形成を図ります。



瀬戸内海の海岸

(イ) 広がりのある田園と集落が創り出す田園・集落地景観の保全・形成

- 持続的な営農環境の形成を図りながら、無秩序な開発を抑制することにより、広々とした良好な農地の保全を図ります。
- 河川やため池、水路周辺に分布するまとまった樹林地の保全を図り、背景となる山と農地、樹林地が創り出す緑豊かな景観の保全・形成を図ります。
- 広々とした農地を背景に、建物群としてのまとまりある集落地景観の保全・形成を図ります。



水路沿いの田園集落

(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成

- 正八幡宮をはじめ、秋穂地域に数多く分布する寺社や鎮守の森等の保全を図るとともに、固有の文化として継承されている八十八ヶ所霊場を巡るルートを生かし、回遊性を意識した景観形成を図ります。
- 廻船業で栄えた歴史を伝える居倉造りによる白壁のまちなみが残る阿知須・縄田地区では、地域固有の歴史・文化と調和した景観形成を図ります。

(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケンス景観）の保全・形成

- 主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した景観の保全・形成を図ります。

■ 榎野川河口から瀬戸内海沿いの景域における地形構造



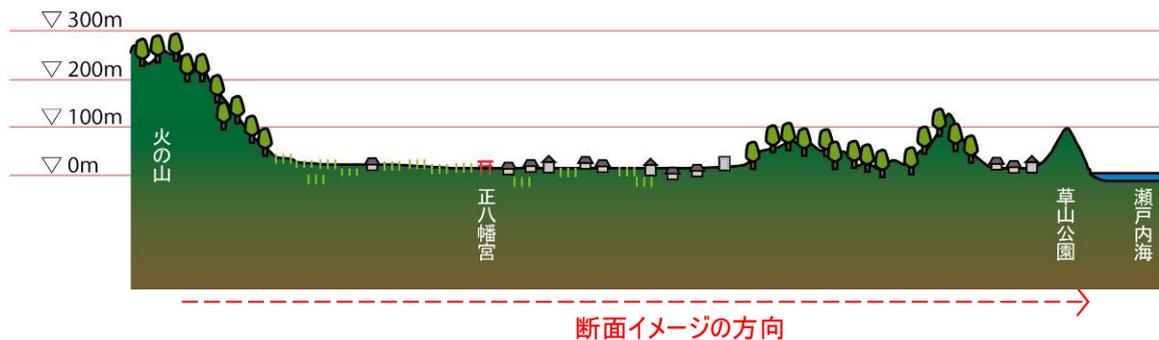
瀬戸内海沿いの集落景観



田園と火の山等の山並み

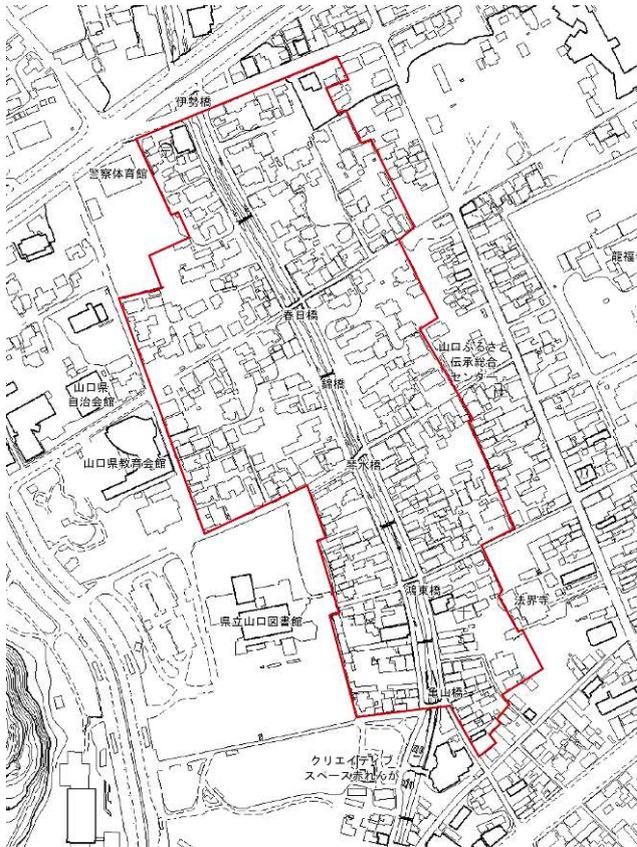


■ 断面イメージ



2. 景観形成重点地区における方針（地区別）

(1) 一の坂川周辺地区



① 特性

一の坂川周辺地区は、山口市の中心市街地を貫流する一の坂川の新旧国道9号の間の両岸域で、大内氏遺跡や十朋亭、国宝瑠璃光寺五重塔などの歴史的・文化的遺産が残る大殿大路・竪小路周辺、行政・文化ゾーンとして整備されている大手町に隣接しています。

本地区及び竪小路筋地区一帯は、14世紀中頃(室町時代初期)に守護大名 大内弘世が一の坂川を鴨川に見立て、京になぞらえてまちづくりをしたと伝えられている地区です。萩に政治の中心が移ってからは、街道を中心とした宿場町となり、現在のまちなみはこの頃に形成されました。

現在は、空き家・空き地の増加等により昔の面影を残す町屋等も減りつつありますが、一の坂川沿いは桜やゲンジボタルの名所として市民や観光客に親しまれています。

この一の坂川の風情を後世に残していくために、平成7年8月22日、一の坂川周辺約12haを都市景観形成地区として指定し、現在に至っています。

② 目標

豊かな自然と伝統・歴史的遺産に恵まれた一の坂川周辺地区らしい景観の保全、創造及び育成を図ります。

③ 景観形成方針

(ア) 一の坂川を中心とした潤いとやすらぎに満ちた豊かな自然景観の形成

- 一の坂川の清流と桜並木や花々が織りなす美しい水辺景観の保全・形成を図るとともに、地区住民や来訪者の憩いとやすらぎの場として、見て、触れて楽しめる親水性の高い景観形成を図ります。
- ホテルをはじめとする多様な生物が生息する、一の坂川周辺の貴重な自然環境の保全を図ります。
- 一の坂川沿いの桜やつつじなど季節ごとに変化する木々や花々を大切に、季節感を演出する景観形成を図ります。



四季折々の花々が美しい
一の坂川

(イ) 大内文化の伝統的・歴史的な遺産を継承する景観の形成

- 大内氏以来の長い歴史に培われ、形成されてきた一の坂川周辺地区固有の伝統的なまちなみを大切に、次世代に継承していきます。
- 緑豊かな一の坂川と、河川沿いに連なるまちなみが一体となった、風情ある景観の保全・形成を図ります。
- 伝統的な自然素材を活用し、ぬくもりのある景観形成を図ります。

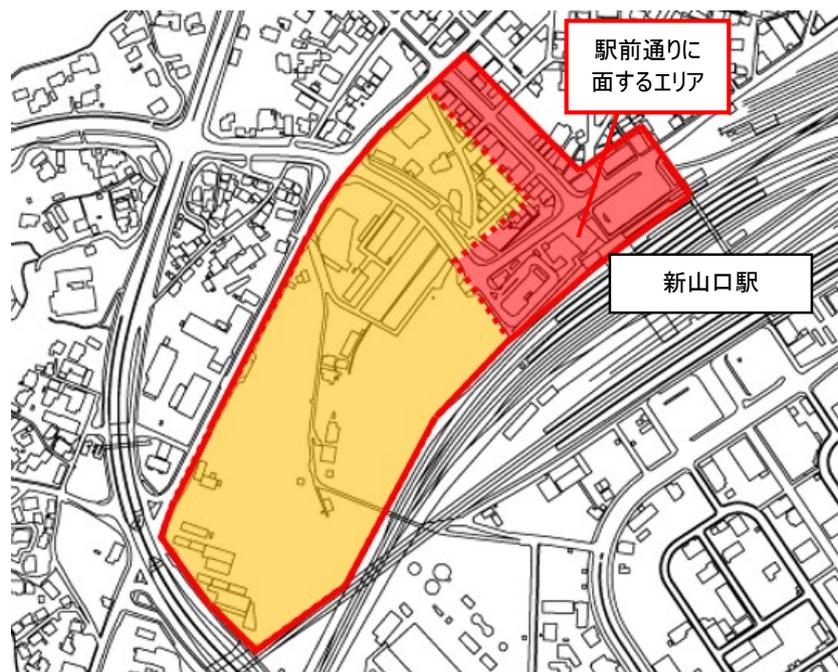


一の坂川沿いのまちなみ

(ウ) 周辺の地区と調和した景観の形成

- 大殿大路・竪小路周辺など、大内氏館跡や近世の町屋のたたずまいが残る地区と連携しながら、固有の地域資源を生かし、歴史や伝統を感じられる一体的な景観の保全・形成を図ります。
- 山口市役所から山口県庁をつなぐ「パークロード」や、周辺の様々な文教施設によって形成された風格と落ち着きのある景観との調和を図ります。
- 周辺の中心商店街等から連続して歩いて楽しめる、歩行者の快適性と回遊性を意識した景観形成を図ります。

(2) 新山口駅周辺地区



① 特性

新山口駅周辺地区は、山口の陸の玄関である新山口駅の北側の区域で、駅前通りとその西側一帯を中心として、周辺地域の回遊性や交流に配慮した都市基盤の整備により、「山口らしさ」を考慮した都市空間を創出し、利用者の利便性やにぎわいの向上を図っています。

② 目標

**多くの人々が集い、暮らす、山口の陸の玄関に
ふさわしい都市景観の創造、育成及び保全を図ります。**

③ 景観形成方針

(ア) 新たなまちの顔として、開放的で洗練された都市景観の形成

□「鉄道のまち」として発展してきた小郡地域の新たなまちの顔として、建築物や工作物の色彩や形態・意匠などに配慮することにより、開放的でにぎわいの感じられる洗練された都市景観の形成を図ります。



新たな市街地のまちなみ

(イ) 出会いと交わりが生ま出すにぎわいの都市景観の形成

□通りの沿道では、来訪者の歩行空間やたまり空間を確保するとともに、洗練された夜間景観の創出に努め、多くの人々が行き交う山口の陸の玄関としてふさわしい、ふれあいや情報提供の場、観光の出发点として、にぎわいを感じられる都市景観の形成を図ります。



新山口駅駅前広場

(ウ) 多彩な緑に色取られた潤いある都市景観の形成

□新山口駅南北自由通路のシンボルである壁面緑化(垂直庭園)など、まちにより多くの緑を取り入れ、周辺を取り囲む山並みとつながりのある潤いある都市景観の形成を図ります。



新山口駅南北自由通路

第4章 地域の魅力の調和のためのルール

1. ルール設定の基本的な考え方

各地域・地区の景観の特性と課題を踏まえ設定した景観形成方針の実現に向け、景観の調和を図るために必要なルール(景観形成基準)を定めます。

本市における景観形成基準は、「一般地域の景観形成基準」、「景観形成重点地区の景観形成基準」の二段階で構成します。

市域全体を対象にした一般地域においては、「最低限のマナーとしてのルール」を設け、景観上影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築行為等を対象に、市に届け出てもらうことで、緩やかな規制・誘導を図り、全体として調和のとれた景観づくりを進めます。

また、地区レベルにおいて、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後、重要な役割を有する地区等については、景観形成重点地区として指定し、一般地域の景観形成基準とは別に、地区の特性に応じた「きめ細やかなルール」を設け、積極的な景観形成を推進します。

2. 一般地域

(1) 届出対象行為

下に掲げる表の区分に示す行為を行う場合には、景観法第16条第1項の規定に基づき、市長に届出が必要となります。

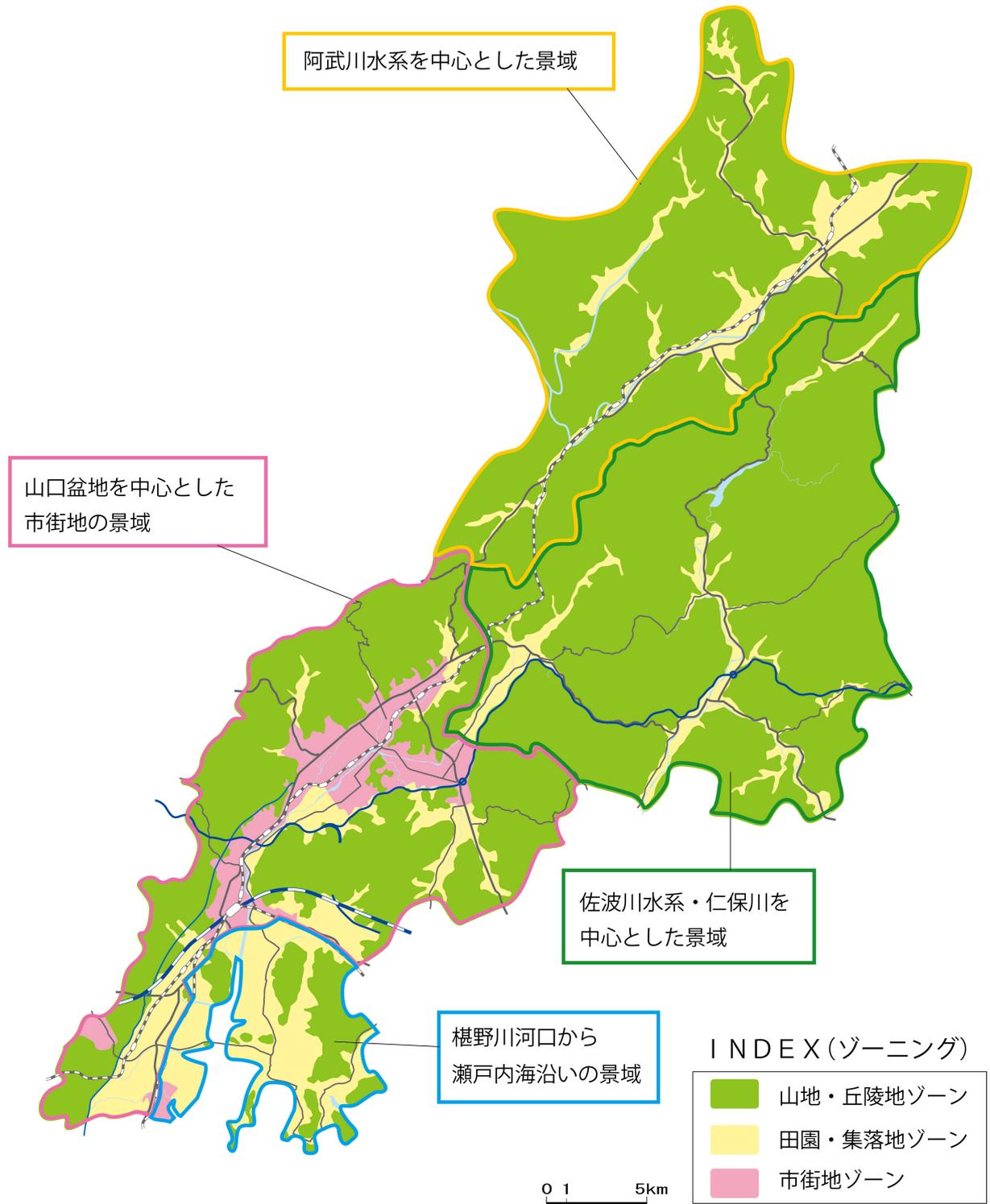
対象行為		対象となる規模等	
		用途地域	用途白地地域及び都市計画区域外
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	○新築又は移転にあつては、高さが15m以上又は延床面積が3,000㎡(店舗の場合にあつては1,000㎡)以上のもの 増築又は改築にあつては、増築又は改築後の高さが15m以上又は延床面積が3,000㎡(店舗の場合にあつては1,000㎡)以上のもので、行為に係る面積の合計が500㎡以上のもの	○新築又は移転にあつては、高さが10m以上又は延床面積が1,500㎡(店舗の場合にあつては1,000㎡)以上のもの 増築又は改築にあつては、増築又は改築後の高さが10m以上又は延床面積が1,500㎡(店舗の場合にあつては1,000㎡)以上のもので、行為に係る面積の合計が500㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが15m以上又は延床面積が3,000㎡(店舗の場合にあつては1,000㎡)以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの	○高さが10m以上又は延床面積が1,500㎡(店舗の場合にあつては1,000㎡)以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの
工作物の建設等*	新設、増築、改築又は移転	○高さが10m以上のもの(太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの)	○高さが10m以上のもの(太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが10m以上のもの(太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの)で、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの	○高さが10m以上のもの(太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの)で、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更(土砂の採取及び鉱物の掘採を除く)		○当該行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの	○当該行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの

*電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出の対象外とする。

(2) 景観形成基準（土地利用ゾーニングに沿った景観形成基準に基づく指導）

【景域別の配慮事項】に基づき、景域別の方針に沿って行為者が配慮した点について定性的な記載を求めるとともに、土地の利用状況を踏まえ、以下のゾーニング別に定めた【ゾーン別の配慮事項】に基づき、該当する項目ごとに適合・不適合をチェックするものとします。

■ ゾーニング図



山地・丘陵地ゾーン

項目		景観形成基準
景域別の配慮事項		
		□「第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	<input type="checkbox"/> 地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 道路境界部からできる限り後退するなど、周辺環境に圧迫感を与えないよう配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 棚田や河川沿い等の良好な自然景観が見られるところでは、本来の自然景観を阻害しない配置となるよう配慮する。
	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 地域で景観の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	<input type="checkbox"/> 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲に広がる樹林地になじむ色彩となるよう、奇抜な色彩の多用は避ける。 <input type="checkbox"/> 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する屋外 広告物	<input type="checkbox"/> 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 <input type="checkbox"/> 屋上には設置しない。
	外構・ 緑化等	<input type="checkbox"/> 既存の雑木等をできる限り保全するとともに、周辺に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界付近では、できる限り多くの樹木を植栽する。
	外観 照明	<input type="checkbox"/> ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
	開発 行為等	造成等
環境 保全		<input type="checkbox"/> できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。

田園・集落地ゾーン

項目		景観形成基準
景域別の配慮事項		
		□「第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	□地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。 □地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねない配置とする。 □通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・ 意匠	□周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。 □地域で景観の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	□建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 □屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	□周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 □地域で多く用いられている色彩との調和を図る。 □屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する屋外 広告物	□節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 □掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 □屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは1層分程度に抑える。
	外構・ 緑化等	□敷地境界付近では、生垣の設置や樹木等により植栽を施すなど、周囲からの見え方において緑豊かな外観となるよう配慮する。 □建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 □付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。
	外観 照明	□ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発 行為等	造成等	□切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 □法面や擁壁が生じる場合には長大なものではできる限り避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。 □擁壁等は、自然素材や景観に配慮された製品を使用するなどできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。
	環境 保全	□できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。 □周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 □地域を特徴づけている田園景観を阻害しないよう配慮する。

市街地ゾーン

項目		景観形成基準
景域別の配慮事項		
		□「第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	□地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置とする。 □通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・ 意匠	□周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した形態・意匠とする。 □商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、多くの人が集うことによるにぎわいを創り出すよう工夫する。 □長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	□建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 □屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	□周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 □商業系市街地では、にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。 □屋根は外壁色と調和したものとす。
	付帯する屋外 広告物	□節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 □掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 □屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは1層分程度に抑える。
	外構・ 緑化等	□道路境界付近では、生垣や花壇の設置、あるいは樹木等による植栽を施し、通りからの見え方において緑を効果的に活用した潤いのある外観を創出する。 □建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 □付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。
	外観 照明	□住居系市街地では、ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発 行為等	□切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 □法面や擁壁が生じる場合には長大なものではできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。	

○商業系市街地…都市計画法に基づく用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域に該当する地域。

○住居系市街地…都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域に該当する地域。

太陽光発電施設

項目	景観形成基準
位置	<p><input type="checkbox"/>隣接する道路や土地などから太陽光発電施設が容易に見えないよう、植栽やフェンスを施すなどの配慮を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、民家等への圧迫感や、太陽光の反射などによる周辺景観への影響を軽減するよう配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>周辺集落や道路などからの見え方に配慮し、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電施設の高さは、必要以上に高くないよう留意するとともに、統一感のある高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>山頂や尾根線、稜線等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合には、太陽光発電施設が突出しないようにする(土地の形状に違和感を与えない)。</p> <p><input type="checkbox"/>地域の歴史的・文化的景観資源との近接を避け、また、その周辺から望見できないようにする。</p> <p><input type="checkbox"/>勾配屋根に設置する場合には、屋根からの突き出しのないよう設置する。</p> <p><input type="checkbox"/>陸屋根に設置する場合には、パネルの最上部をできる限り低くし、目隠し等を行う。</p>
形態・意匠	<p><input type="checkbox"/>太陽光パネルは、低反射性のものを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光パネルは、模様が目立たないものを使用する。</p>
付属設備等	<p><input type="checkbox"/>太陽光発電施設の付属設備(パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等)や防草シートの色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。</p> <p><input type="checkbox"/>道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観への影響や民家等への圧迫感の軽減に配慮する。</p>
色彩	<p><input type="checkbox"/>太陽光パネルは、周辺の景観と調和した色彩とし、黒色もしくは濃紺色、又は低明度・低彩度の目立たないものを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光パネルのフレームは、パネル部分と同色かパネルとの一体性や周辺の景観と調和した色彩(建物の屋根等に設置する場合には、屋根等と一体的に見える色彩)とする。</p>
緑化等	<p><input type="checkbox"/>樹木の伐採は、最小限となるよう配慮し、既存樹木等の保全に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電施設が目隠しとなるよう、周辺に植栽を施すなど敷地内緑化に努めるとともに、修景に配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>国道・県道などの幹線道路沿いは、植栽帯を設ける。</p>

3. 景観形成重点地区

○ 一の坂川周辺地区

(1) 届出対象行為

下に掲げる表の区分に基づき、それぞれの行為を行う場合には、景観法第16条第1項の規定に基づき、市長に届出が必要となります。

		対象となる規模等
区分		一の坂川周辺地区
対象行為		
建築物 の建築 等	新築、増築、改築 又は移転	全てのもの
	外観を変更することと なる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上 のもの
工作物 の建設 等	新設、増築、改築 又は移転	全てのもの
	外観を変更することと なる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上 のもの
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更(土砂の採取及び鉱物の掘採を除く)		全てのもの

(2) 景観形成基準

一の坂川周辺地区		
項目	景観形成基準	
地区別方針への配慮事項	□「第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる地区別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。	
建築物・工作物	位置	□壁面や軒が連続する伝統的なまちなみのイメージを継承できるよう、建物の配置に配慮する。
	高さ	□建築物の階数は、地階を除き3以下とし、その最高の高さは地盤面から13m以下、軒の高さは9m以下とする。 □工作物の高さは13m以下とする。ただし、柵の高さは2m以下とする。
	形態・意匠	□屋根は勾配屋根とするなど、周辺の景観と調和のとれたものとする。 □建築物の外壁には自然の風合いや質感のある材料を使用するなど、伝統的なデザインと調和する落ち着いた外観となるよう配慮する。
	設備等	□建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。
	色彩	□外観は、無彩色や茶系等、伝統的なデザインと調和するよう配慮する。 □屋根はできる限り、無彩色又は茶系のものとなるよう配慮する。
	付帯する屋外広告物	□建物のデザインと調和したものとなるよう配慮し、表示面積・数は最小限とする。 □屋上看板は避け、歩行者からの目線を意識した設置となるよう配慮する。
	外構・緑化等	□まちなみの連続性を維持・創出するため、官民境界（道路との境界側の敷地）等において、門や塀、生垣等を設置するよう配慮する。 □塀や門を設置する場合には、和風を基調とし、一の坂川の自然と調和した自然の風合いがあるものとなるよう配慮する。 □一の坂川の自然や、屋敷地における生垣や庭木等と調和した植栽等を行うよう努め、良好な景観形成に資するよう、必要に応じて緑化等による連続性の創出に配慮する。 □樹木の不必要な伐採を慎む。
	外観照明	□ネオンやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅器具は設置しない。
	太陽光発電施設	□太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。 □屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。
開発行為等	造成等	□周辺の景観を大きく改変させるような開発等は避け、一の坂川をはじめとした自然や周囲の景観と調和するよう配慮する。

○ 新山口駅周辺地区

(1) 届出対象行為

下に掲げる表の区分に基づき、それぞれの行為を行う場合には、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づき、市長に届出が必要となります。

		対象となる規模等
区分		新山口駅周辺地区
対象行為		
建築物 の建築 等	新築、増築、改築 又は移転	○新築又は移転にあつては、高さが 15m 以上又は延床面積が 3,000 m ² （店舗の場合にあつては 1,000 m ² ）以上のもの 増築又は改築にあつては、増築又は改築後の高さが 15m 以上又は延床面積が 3,000 m ² （店舗の場合にあつては 1,000 m ² ）以上のもので、行為に係る面積の合計が 500 m ² 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが 15m 以上又は延床面積が 3,000 m ² （店舗の場合にあつては 1,000 m ² ）以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1 / 2 以上のもの
工作物 の建設 等	新設、増築、改築 又は移転	○高さが 10m 以上のもの ○太陽光発電施設（建築物と一体となった太陽光発電施設を含む。以下この表において同じ。） ○屋外広告物（建築物と一体となった屋外広告物を含み、山口県屋外広告物条例第 6 条第 1 項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件を除く。以下この表において同じ。）
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1 / 2 以上のもの ○太陽光発電施設 ○屋外広告物
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採取及び鉱物の掘採を除く）		○当該行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの

(2) 景観形成基準

新山口駅周辺地区		
項目	景観形成基準	
地区別方針への配慮事項	□「第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる地区別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。	
建築物・工作物	位置	□駅前通りに面する建築物は、圧迫感が無く、滞留空間などにぎわいを感じられる開放的な景観を形成するため、建築物の壁面を後退した配置とする。 □まちなみの連続性を形成・保全するために、壁面の位置は隣接する建築物を参考とし、壁面後退により創出された空間は、周囲の緑化空間や歩行空間、たまり空間と調和したものとする。
	形態・意匠	□建築物の立ち並びや歩行空間など、周辺環境と調和し連続性に配慮した形態・意匠とする。 □中高層建築物を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	□建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。 □屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	□周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 □中高層建築物については、背景となる空と調和した色彩とする。 □にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。 □屋根は外壁色と調和したものとする。
	外構・緑化等	□新山口駅の垂直庭園の多彩な緑をまちに波及させ、潤いや山並みとのつながりを感じられるようにするため、敷地や建築物の積極的な緑化に努める。 □駐車場は、人通りの多い通りからの見え方に配慮する。 □駅前通りに面して駐車場を設置することは避ける。
	外観照明	□適切な照明の活用により、洗練された夜間景観を創出する。 □商業施設では、夜間照明を効果的に活用し、夜間のにぎわいを創出する。
	太陽光発電施設	□太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。 □屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。
	屋外広告物	□駅前通りに面するエリアでは、屋外広告物の乱立を防ぐため、自家用広告物のみの掲示とする。 □都市の美しさを維持するため、周辺の景観や環境に調和したものとする。 □歩行者からの目線を重視し、新山口駅からの眺望に配慮するため、屋上看板、屋根に密着する看板は避ける。 □複数の屋外広告物を設置する場合は、集約化を図り、規模を統一する。 □野立て看板や建築物を利用する壁面看板、張り出し看板、塀・垣を利用する看板、張り紙、立看板、広告幕等、電柱等、消火栓、アーチ等に掲示する屋外広告物の規模等は次頁に示すとおりとする。 □高彩度の色彩を使用する際は、使用面積や色数を抑える。 □地色は、高彩度の色彩を使用しない。
開発行為等	□周辺の地形を大きく改変させるような開発等は避け、周辺のまちなみ景観と調和するよう配慮する。	

新山口駅周辺地区 屋外広告物基準一覧

屋外広告物の種別等		基準	
野立ての広告物及び広告物を掲出する物件	面積	30 m ² 以下	
	高さ	5m 以下	
	その他	原則として道路等と平行に表示	
建築物を利用する広告物	壁面に密着するもの	面積	壁面等の 1/2 以下かつ 20 m ² 以下
		その他	壁面等の端から突き出さない
	壁面に密着しないもの	面積	20 m ² 以下
		高さ	広告物の下端は地上から 2.5m 以上(車道及び歩道と車道の区別のない道路(以下「車道等」という。)上では 4.5m 以上)、上端は 3 階の床面以下
その他	突出し幅は壁面から 1.5m 以下		
へい広告及びかき広告		面積	塀等の 1/2 以下かつ 20 m ² 以下
はり紙及びこれに類するもの		面積	1 m ² 未満
		その他	同一内容のものは 1 か所につき 2 枚以下
立看板		面積	縦 2.0m 以下、横 1.0m 以下
		高さ	脚部 0.5m 以下
		その他	定着物に 3 か所以上を結着 表示面は垂直
広告幕及びこれに類するもの	横断幕等	面積	幅 1.5m 以下、長さ 15.0m 以下
		高さ	歩道上: 広告物の下端が地上から 2.5m 以上 車道等上: 同 4.5m 以上
	旗、のぼり等	面積	縦 5.0m 以下、横 1.0m 以下
		高さ	歩道上: 広告物の下端が地上から 2.5m 以上 車道等上: 同 4.5m 以上
電柱又は街灯柱を利用する広告物及びこれを掲出する物件	共通		電柱等 1 本につき、突出広告 1 個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか 1 個
	突出し広告	面積	縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下
		高さ	歩道上: 広告物の下端が地上から 2.5m 以上 車道等上: 同 4.5m 以上
	巻付け及び直塗り広告	面積	長さ 1.8m 以下
		高さ	広告物の下端が地上から 1.2m 以上
消火栓標識を利用する広告物		面積	縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下
		高さ	歩道上: 広告物の下端が地上から 2.5m 以上 車道等上: 同 4.5m 以上
アーチ広告及びアーケード広告		面積	30 m ² 以下
		高さ	歩道上: 広告物の下端が地上から 2.5m 以上 車道等上: 同 4.5m 以上

第5章 地域資源等を生かした景観形成に向けた取組み

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 基本的な考え方

本市には、地域の景観を特徴づける資源が多く分布しており、多くの市民に親しまれ、地域の資源として大切に保全されています。

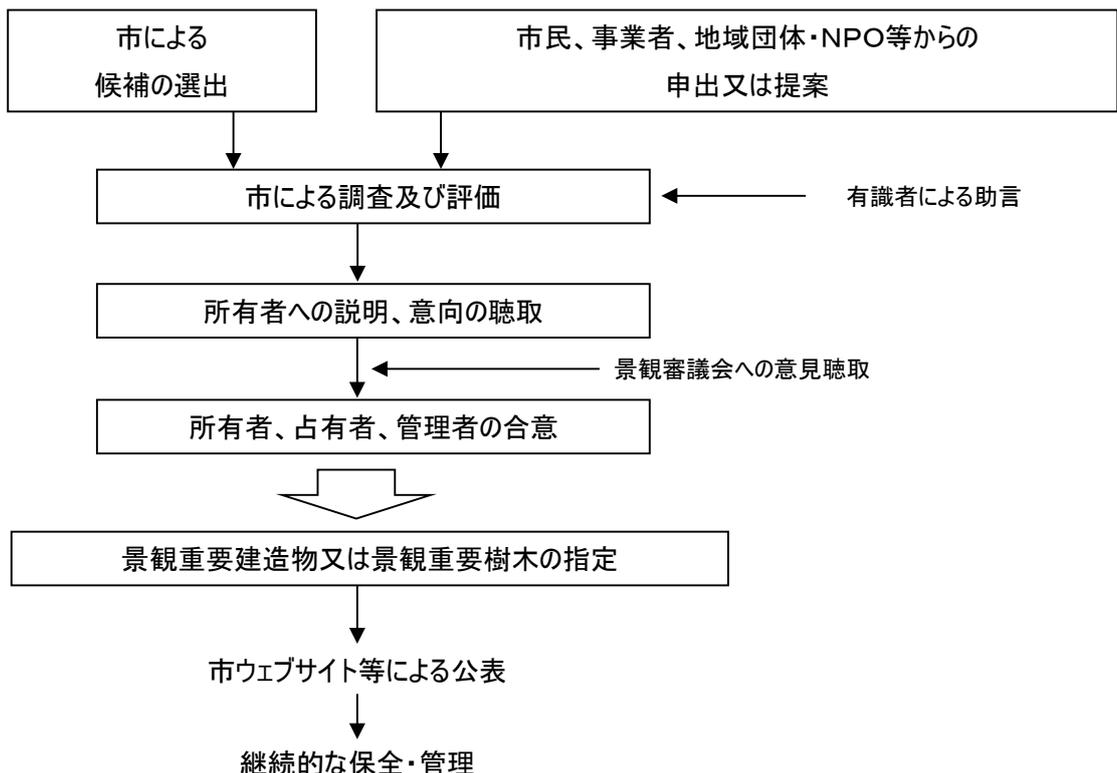
このような、多くの人々に親しまれてきた景観上特徴ある地域資源のうち、本市の景観形成上重要又は貴重な建造物及び樹木について、所有者の意見を踏まえながら、必要に応じて景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、市民共通の資産として、それらの保全・継承、活用に取り組むこととします。

(2) 指定の方針

本市の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上特に優れているものや、樹勢が景観上特に優れているもので、公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物や樹木のうち、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。

- (ア) それぞれの景観計画区域の景観を特徴づけている資源
- (イ) 地域の歴史や生活文化を伝える景観上の価値を有する資源（登録文化財、市指定文化財を含む）
- (ウ) 長い時間をかけて、地域住民が大切に保全に取り組み、活用されている資源

(3) 指定までの流れ



※参考：景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の基準)

第6条 法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第8条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。)に対し同条約第11条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画(変更があったときは、その変更後のもの)に従って公衆によって望見されるものであること。

(景観重要樹木の指定の基準)

第11条 法第28条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

2. 屋外広告物の表示及び設置に関する基本方針

景観を構成する要素の1つに屋外広告物があり、これらは表示や掲出の仕方や設置する場所により、地域の景観の魅力となるとともに、地域の景観を阻害する要素ともなります。つまり、景観計画区域において良好な景観形成を進める上では、屋外広告物に関するコントロールは重要な取組みの1つです。

そのため、本市では今後、屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限について、まずは屋外広告物法に基づく「(仮称)山口市屋外広告物条例」の制定を検討し、景観計画に基づく良好な景観の形成につながる屋外広告物の表示等に関する取組みを進めることとします。

また、「景観形成重点地区」に指定された地区においては、屋外広告物条例と景観計画による一体的かつ実効力の高い景観形成を推進するため、必要に応じ、景観計画において屋外広告物の表示及び設置に関する事項について、定めることとします。

3. 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観計画区域内において、道路や河川、都市公園、海岸等の景観は、景観形成を図る上での骨格を担う重要な要素の1つです。

広大な市域を有する本市において、瀬戸内海から山間地までを結ぶ道路は、景域間の連絡・交流を促す役割を担うとともに、移動に伴い変化する景観を目にすることができる視点場ともなっています。また、河川や都市公園、海岸等についても、その整備のあり様が周囲の景観に与える影響は大きく、景観上重要な要素となっています。

そこで、道路法に基づく道路や河川法に基づく河川、都市公園法に基づく都市公園、海岸法に基づく海岸保全区域等に係る海岸等の公共施設のうち、特に良好な景観の形成に重要な役割を担っているものについては、景観重要公共施設の指定を行い、それらの整備や占用に関する事項について定め、良好な景観形成を図ります。

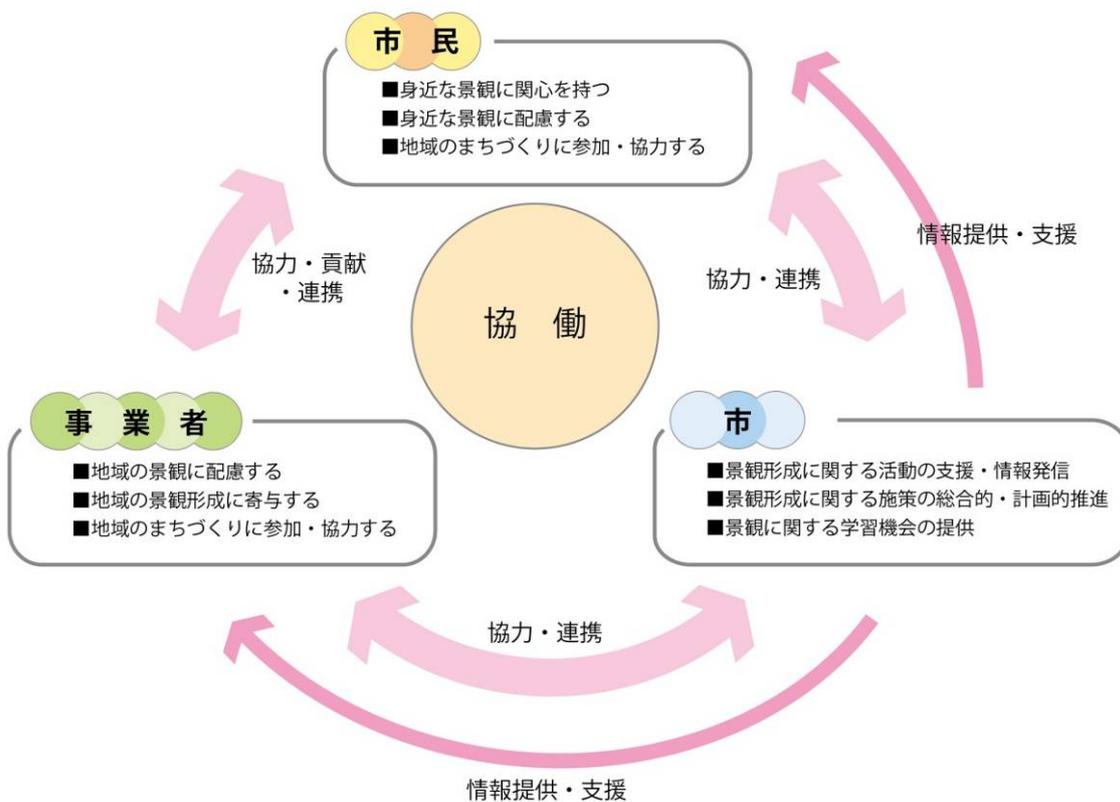
第6章 協働による景観形成のための仕組み

1. 景観形成の役割

景観は地域の自然や歴史・文化、人々の生活等が調和することで形成される、現在及び将来にわたる市民共有の資産であり、私たちにとって新たな社会資本ともいえます。

地域の特性を大切にしながら景観形成を推進するためには、市民一人ひとりが景観づくりの担い手であることを認識し、市民・事業者・行政(市民・事業者については市民活動団体等を含む)のそれぞれが役割を理解し、互いに協力・連携しながら、地域の景観を保全、創出、育成、活用し、将来に継承していく必要があります。

今後、景観形成を進めるにあたっては、景観形成の目標像を市民・事業者・行政で共有し、協働のもとで、総合的かつ計画的な推進を図ります。



市民・事業者・行政(市)の
協働による景観形成のイメージ図

※参考：景観法

(国の責務)

第3条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念ののっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念ののっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2. 景観形成を推進するための仕組み

(1) 景観計画の運用に関する実施体制

■ 景観審議会（景観条例に基づく仕組み）

「山口市景観計画」では、市全域を対象に、地域の景観に配慮した取組みを推進することとしており、そのために必要な検討対象は幅広く、様々な分野からの視点が求められます。今後、景観計画を運用する上で、勧告や変更命令等を行う場合や景観重要建造物・樹木等の指定、景観計画の変更等に当たっては、客観的かつ専門的な検討・協議が必要になると考えます。

そこで、景観計画のもと、良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するための仕組みとして、景観に関する学識者・専門家等で構成する「山口市景観審議会」を山口市景観条例に基づき設置することとします。

■ 景観形成推進連絡会議（庁内）

市全域を対象に、良好な景観形成を推進するためには、都市計画・建築・土木等の都市整備に関する部局のみならず、農林部局や商工・観光等の産業振興に関する部局、文化財等の教育部局など、複合分野での相互連携や協力・調整のための仕組みが不可欠です。

本市では、総合的かつ計画的な景観形成の推進に向けた庁内各部局の施策の連携・調整を図るための仕組みとして、「山口市景観形成推進連絡会議」を設置し、継続的かつ効果的な景観形成の推進を図ります。

(2) 景観法に基づく仕組み

■ 景観協議会の活用（景観法に基づく仕組み）

良好な景観形成を継続的に取り組むためには、対象地域に住む人々や事業活動を行う人々、地域資源を整備・管理する人々など、様々な主体が相互に理解を深め、協力体制を構築することが不可欠です。

景観法では、景観計画区域内における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うための仕組みとして「景観協議会」が位置づけられています。景観協議会においては必要に応じ、地域の住民以外にも、関係行政機関や観光・商工・農林漁業の各種団体、電気・通信・鉄道等の公益事業者等を加えることが可能で、様々な立場の人が一同に会し、安定的な協議を行うことができる仕組みです。

本市では、景観形成重点地区の指定など、良好な景観形成に関する取組みについて具体的な協議・検討が必要な際には、景観協議会の活用を図ることとします。

※参考：景観法

(景観協議会)

第15条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第1項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

■ 景観整備機構の指定・活用（景観法に基づく仕組み）

良好な景観形成を推進するためには、地域の景観特性を的確にとらえつつ、各種の法規制や整備手法等についての知識や技術を有した専門家等の役割も重要です。また、景観資源の調査研究や管理等の担い手となる主体が必要となる場合もあります。

景観法では、専門家派遣や情報提供・相談などの各種支援、景観資源の管理業務など、景観形成に関する事業を一般社団法人等が行うことができる仕組みとして「景観整備機構」が位置づけられています。

本市では、官民のパートナーシップのもと、継続的な景観形成を推進する上で必要な場合において、景観整備機構の指定・活用を図ることとします。

※参考: 景観法

(機構の業務)

第93条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
2. 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
3. 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
4. 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
5. 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
6. 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
7. 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(3) 景観形成に有効な他の手法

■ 景観協定

景観法では、景観計画以外にも、当該区域内の土地所有者等の全員合意に基づき、地区の景観形成に必要な項目について、ルールを定めることができる仕組みとして「景観協定」が位置づけられています。

地区レベルにおいて、きめ細やかな景観形成を目指すには、建物や工作物のみではなく、多様な要素を幅広く対象とすることが求められる場合も多く、これまでの緑地協定や建築協定のみではカバーできなかった事項についても、定めることが可能な制度となっています。

※参考: 景観法(第81条第2項)

景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 景観協定の目的となる土地の区域
2. 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - ト その他良好な景観の形成に関する事項
3. 景観協定の有効期間
4. 景観協定に違反した場合の措置

(4) 景観計画の住民等の提案制度

景観法では、景観行政団体である自治体に対し、住民や NPO 法人等により、景観計画の素案を提案することができる「住民等による提案制度」が整備されています。

【制度の概要】

項目	概要
提案事項	・景観計画の素案
提案できる対象者	・当該区域内の土地所有者等又はまちづくり NPO、一般社団法人、一般財団法人 ・上記に準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体
提案の要件	・当該区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得た場合 ・提案の規模は、原則として、0.5ha 以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域を対象としたもの (ただし、地域における景観づくり活動の現況や将来の見通し等を勘案して、条例で区域を限る場合にかぎり、0.1ha 以上 0.5ha 未満の範囲内で、規模を別に定めることができる。)

※参考：景観法

(住民等による提案)

第11条 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案(以下「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

付 属 資 料

1. 景観計画等の策定経過

期日	内容	
平成 19 年 9 月 4 日～20 日	市民アンケート調査	
平成 21 年	8 月 6 日	第 1 回山口市景観形成推進連絡会議
	8 月 18 日	第 1 回山口市景観計画策定委員会
	9 月	景観づくり市民ワークショップ(北部・中部・南部)
平成 22 年	3 月 13 日	阿東地域市民ワークショップ
平成 23 年	7 月 14 日	第 2 回山口市景観形成推進連絡会議
	7 月 28 日	第 2 回山口市景観計画策定委員会
	9 月 1 日～30 日	パブリック・コメント(山口市景観形成基本方針) ※提出:1 件
平成 24 年	2 月 16 日	第 3 回山口市景観形成推進連絡会議
	3 月 2 日	第 3 回山口市景観計画策定委員会
	3 月 30 日	山口市景観形成基本方針の策定
	6 月 23 日	第 1 回地元説明会(一の坂川周辺地区)
	7 月 7 日	第 2 回地元説明会(一の坂川周辺地区)
	7 月 25 日	第 4 回山口市景観形成推進連絡会議
	7 月 26 日～8 月 15 日	住民アンケート調査(一の坂川周辺地区)
	8 月 1 日	第 4 回山口市景観計画策定委員会
	10 月 11 日	第 5 回山口市景観形成推進連絡会議
	10 月 31 日	第 5 回山口市景観計画策定委員会
	11 月 27 日～12 月 26 日	パブリック・コメント(山口市景観計画) ※提出:2 件
	11 月 29 日	山口市景観計画(案)住民説明会(北部)
	12 月 2 日	山口市景観計画(案)住民説明会(南部)
平成 25 年	2 月 1 日	山口市都市計画審議会
	3 月	山口市景観計画の策定 山口市景観条例の制定
令和 3 年	10 月	山口市景観計画の改定 (令和 4 年 1 月適用) 山口市景観条例の改正 (令和 4 年 1 月施行)

2. 山口市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の良好な景観形成に関する基本方針及び景観計画の策定にあたり、市民、事業者、市の協働による幅広い観点からの検討を行い、本市における今後の景観行政を円滑に推進するために、山口市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山口市景観形成基本方針案の検討及び作成に関すること。
- (2) 山口市景観計画案の検討及び作成に関すること。
- (3) その他景観の形成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他必要と認められる者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から山口市景観計画の策定が完了するまでとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、山口市景観計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、第3条第2項各号の区分により補充できるものとし、その任期は前任者の任期までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

3. 山口市景観計画策定委員会委員名簿(平成 25 年 3 月策定時)

(敬称略)

第 3 条第 2 項 1 号に定めるもの	山口大学大学院 理工学研究科 教授	◎鵜 心治
	山口県立大学附属地域共生センター 教授	前田 哲男
	カラーコーディネーター	棟久 りか
第 3 条第 2 項 2 号に定めるもの	山口市文化財審議会 会長	八木 充
	財団法人 山口観光コンベンション協会 専務理事	鈴木 克彦
	社団法人 山口県建築士会 会長	松田 悦治
第 3 条第 2 項 3 号に定めるもの	公募市民	斉藤 喜美子
	公募市民	野村 史義
第 3 条第 2 項 4 号に定めるもの	山口県土木建築部都市計画課 課長	師井 努 (古谷 健)
	山口県山口農林事務所 所長	木村 靖 (荒瀬 尚良)

※ ◎は委員長、()内は前任者。

山口市景観計画

【発行】

山口市

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

【編集】

山口市都市整備部都市計画課

TEL 083-934-2831

FAX 083-934-2654

【発行日】

令和3年(2021年)10月

Yamaguchi Landscape

